

## 議案第46号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

次のとおり刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月18日 提出

四條畷市長 銭 谷 翔

### 提案理由

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の制定に伴い必要な規定整備を行いたく、本案を提案した。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第226号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第3号及び第4号並びに第21条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（四條畷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第2条 四條畷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第354号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和40年条例第387号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号及び第5項第2号、第15条の見出し及び同条第1項第1号、第16条第1項第1号並びに第18条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（四條畷市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第4条 四條畷市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（四條畷市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第5条 四條畷市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第17条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（四條畷市生活環境の保全等に関する条例の一部改正）

第6条 四條畷市生活環境の保全等に関する条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第44条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（四條畷市ラブホテル及びぱちんこ店の建築の規制に関する条例の一部改正）

第7条 四條畷市ラブホテル及びぱちんこ店の建築の規制に関する条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（四條畷市行政不服審査法施行条例の一部改正）

第8条 四條畷市行政不服審査法施行条例（平成28年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第13条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法

等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第21条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の一般職の職員の退職手当に関する条例第14条第1項及び第5項、第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第18条第4項並びに一般職の職員の退職手当に関する条例第18条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。